

索引番号	航路標識番号	名称・位置・灯質	灯高	光達距離	構造・高さ	備考
236	1732.2	長渡港東防波堤灯台 Futawatashi Ko 38 15.5N FI G 5s 141 29.7E 単閃緑光 毎5秒に1閃光	12		5 白塔形 4.9	変更
237	4401	六島灯台 Mushima 34 18.0N Iso W 6s 133 32.0E 等明暗白光 明3秒暗3秒	70		12 白塔形 13	変更 明弧 204° ~99°
238	5159	徳山下松港トクヤマ南陽工場導灯(前灯) Tokuyama-kudamatsu 34 03.5N F R 131 46.9E 不動赤光	6		4 白色三角形頭標付白柱形 8	変更
239	5160	徳山下松港トクヤマ南陽工場導灯(後灯) Tokuyama-kudamatsu 34 03.7N F R 131 46.9E 不動赤光	10		4 白色三角形頭標付白柱形 6	変更 2灯一線 4.7°
240	5424	下関導灯(後灯) Shimonoseki 33 57.7N F Y 130 57.1E 不動黄光	21		13 三角形頭標付白塔形 7	変更 2灯一線 240.1° 昼間は光達距離 1M
241	6704.3	志布志国家石油備蓄基地東防波堤灯台 Shibushi 31 21.8N FI (2) R 6s 131 02.1E 群閃赤光 毎6秒に2閃光	15		6 赤塔形 10	変更

潮流信号所

索引番号	番号	名称	位置	信号型式	信号法	灯高	塗色・構造・高さ	視認範囲・運用時間
242	8007	火ノ山下 Hinoyamashita	33 58.1N 130 57.7E 山口県下関市(壇ノ浦)	電光表示盤	早瀬瀬戸における潮流の現状を次に掲げる流期ごとに文字、数字及び記号により電光表示盤に順次繰返して示す。 東流期 Eの文字 0~13の数字 矢印の記号 西流期 Wの文字 0~13の数字 矢印の記号	32	灰色 四角形 12	変更 236° ~300° 359° ~44° 常時

(記事) 1. 東流とは玄界灘の方から関門海峡を周防灘の方へ流れる潮流をいう。  
2. 西流とは周防灘の方から関門海峡を玄界灘の方へ流れる潮流をいう。  
3. 電光表示盤に表示する文字、数字及び記号の意味は次のとおりである。  
(1) E及びWは流向を示し、Eは東流を、Wは西流を示す。  
(2) 数字は、流速をノットの単位で示し、小数点第1位の値を四捨五入した整数である。  
(3) 流速が13ノット以上のときは、13の数字で示す。  
(4) 矢印は、流速の傾向を示し、上向きの矢印(↑)は、今後流速が速くなることを、下向きの矢印(↓)は今後流速が遅くなることを示す。  
4. 電光掲示盤は、2秒隔て2秒間点灯する。  
5. 流速を示すことが不能のときは、流向及び流速の傾向のみを示す。

船舶通航信号所 (海上交通センターを除く)

索引番号	航路標識番号	海岸区名	名称	位置	呼出名称	電波の型式・周波数	空中線電力(W)
243	8101.8	本州東岸	塩釜 Shiogama	38 18.9N 141 02.2E		通報及び通信用 004310121 (函館山送受信所) 004310202 (寒風山送受信所) 004310203 (龍飛埼送受信所) 004310205 (尻屋埼送受信所) 004310206 (鮫角送受信所) 004310207 (牛軋峠送受信所) 004310208 (駒ヶ峯送受信所) 004310209 (塩屋埼送受信所) 004310210 (艦作埼送受信所) 004310211 (北国送受信所) 004310902 (粟島送受信所)	通報又は通信用語 英語 通報時間 適時 通信時間 常時
			通報事項	1~2 変更なし 3 塩屋埼、鮫ヶ埼、鮫角、大間埼、弾埼、飛鳥及び入道埼における風向、風速及び気圧、尻屋埼及び龍飛埼における風向、風速及び波高並びに磯埼、金華山、久慈牛島及び艦作埼における風向及び風速以降 変更なし			

船舶通航信号所（海上交通センター）

索引番号	航路標識番号	海岸区名	名称	位置	呼出名称
244	8401.1	本州南岸 (東京湾)	横浜 Yokohama	35 27.0N 139 38.2E	とうきょうマーチス

1 情報の提供

(1) 船舶を特定せずに行われる情報の提供(以下「一般情報の提供」という。)

ア 方法 MF 無線電話、インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置

イ 内容

(ア) MF 無線電話による場合

a～d 変更なし

e 観音埼における風向、風速及び気圧並びに風早埼(伊豆大島)、劔埼、本牧、東京 10 号地及び洲埼における風向及び風速

f～g 変更なし

(イ) インターネット・ホームページによる場合

a (ア)(c 及び e を除く。)に掲げる事項

b～d 変更なし

e 野島埼における風向、風速、気圧及び波高、浦賀水道における風向、風速及び波高、観音埼における風向、風速及び気圧並びに風早埼(伊豆大島)、劔埼、第 2 海堡、本牧、東京 10 号地、海ほたる及び洲埼における風向及び風速

f 東京湾及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況

g 東京湾における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況

h 東京湾を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況

(ウ) 船舶自動識別装置による場合

a 変更なし

b (イ)(f,g 及び h に限る。)に掲げる事項

c 野島埼及び犬吠埼における風向、風速、気圧及び波高、石廊埼、観音埼及び塩屋埼における風向、風速及び気圧並びに伊良湖岬、舞阪、御前埼、八丈島、風早埼(伊豆大島)、劔埼、本牧、東京 10 号地、洲埼、勝浦及び磯埼における風向及び風速

以降 変更なし

索引番号	航路標識番号	海岸区名	名称	位置	呼出名称
245	8402	本州南岸	伊良湖岬 Iragomisaki	34 34.8N 137 01.0E	いせわんマーチス

1 情報の提供

(1) 船舶を特定せずに行われる情報の提供(以下「一般情報の提供」という。)

ア 方法 MF 無線電話、インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置

イ 内容

(ア)～(イ) 変更なし

(ウ) 船舶自動識別装置による場合

a～b 変更なし

c 大王埼における風向、風速、気圧及び波高、潮岬及び石廊埼における風向、風速及び気圧並びに桃頭島、伊良湖岬、舞阪及び御前埼及び八丈島における風向及び風速

以降 変更なし

※ 船舶気象通報の「電話、インターネット・ホームページ」の(P.391)の表を次のとおり変更します。

気象観測を行う航路標識の名称及び観測種目	気象通報に使用する電話番号及びインターネット・ホームページアドレス
金華山灯台 (風向、風速)	022-363-9177 (第二管区海上保安本部) 0178-32-2177 (八戸海上保安部) <a href="https://www6.kaiho.mlit.go.jp/02kanku/miyagi/kinkasan_lt/kisyou/index.html">https://www6.kaiho.mlit.go.jp/02kanku/miyagi/kinkasan_lt/kisyou/index.html</a>
八丈島灯台 (風向、風速)	0558-27-3177 (下田海上保安部) <a href="https://www6.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/shimoda/hachijosima_lt/kisyou/index.html">https://www6.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/shimoda/hachijosima_lt/kisyou/index.html</a>